

緑区桃山学区 地区防災計画について

○地区防災計画とは

地域コミュニティにおける共助の重要性が強く認識された東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年施行の災害対策基本法改正で創設された、市町村内の一定地区の居住者及び事業者が作成する自発的な防災活動に関する計画です。

また、地区防災計画は以下のような特徴があります。

- ① 地域コミュニティ主体の計画
- ② 地区の特性に応じた計画
- ③ 継続的に地域防災力を向上させる計画

地区居住者等の方々によって作成された計画が名古屋市防災会議会長（市長）に提案され、名古屋市防災会議で認められると名古屋市地域防災計画へ定められます。

○名古屋市における「地区防災計画」の経緯

平成27年6月12日	南区星崎学区が内閣府の地区防災計画モデル地区に認定
平成29年6月9日	名古屋市防災会議にて地区防災計画を認定 《本市1例目》星崎学区(南区)
令和4年6月7日	名古屋市防災会議にて地区防災計画を認定 《本市2例目》植田東学区(天白区)
令和6年4月26日	緑区桃山学区 地区防災計画（案）提案

この度、名古屋市3例目となる地区防災計画（案）の提案が
緑区桃山学区防災安心まちづくり委員会からありました。